

京都市消防局告示第6号

平成17年10月31日京都市消防局告示第4号（京都市火災予防条例第30条の2第2項第6号の規定に基づく火災の発生を感知し、及び報知する警報器に関する基準）の一部を次のように改めます。

平成22年12月22日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

題名及び制定文中「第30条の2第2項第6号」を「第30条の2第2項第7号」に改めます。

(消防局予防部)